

令和4年白老町議会定例会1月会議会議録（第1号）

令和4年1月6日（木曜日）

開 会 午前10時 4分

開 議 午前10時 4分

散 会 午後 0時15分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第11号）
- 第 6 議案第 2号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第 2号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|-------------|-----------|
| 12番 長谷川かおり君 | 13番 氏家裕治君 |
| 1番 久保一美君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君
副	町	古	俣	博	之	君
副	町	竹	田	敏	雄	君
教	育	安	藤	尚	志	君
総	務	高	尾	利	弘	君
企	画	大	塩	英	男	君
政	策	富	川	英	孝	君
産	業	工	藤	智	寿	君
生	活	三	上	裕	志	君
町	民	久	保	雅	計	君
税	務	本	間	弘	樹	君
下	水	野	宮	淳	史	君
建	設	舛	田	紀	和	君
健	康	下	河	勇	生	君
高	齡	山	本	康	正	君
子	育	渡	邊	博	子	君
学	校	鈴	木	徳	子	君
生	涯	池	田		誠	君
消	防	早	弓		格	君
病	院	村	上	弘	光	君
政	策	伊	藤	信	幸	君
推	進					
課	参					
	事					

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	本	間	力	君
主			査	八	木	直	紀
書			記	神	綾	香	君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから令和4年白老町議会定例会1月会議を開会いたします。
(午前10時 4分)

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本日、町長の招集により、令和4年白老町議会定例会が開会されました。

白老町議会は通年議会を導入しておりますので、令和4年の定例会の会期は、本日から明年1月5日までの365日間としたところであります。

本委員会での協議事項は、令和4年定例会1月会議の件であります。

定例会1月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、補正予算2件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから1月会議の開会は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで、委員緒報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和4年白老町議会定例会1月会議の開会に当たり行政報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてであります。

本町における3回目接種につきましては、先般、国より、重症化のリスクの高い高齢者等から追加接種の前倒しを行うよう方針が示されたことから、町内医療機関の協力を得ながら接種体制の確保を進めてきたところであります。

まずは、初回接種で先行接種の対象者であった医療従事者等を対象に、12月中旬から、順次、追加接種を開始したところであり、高齢者施設等の入所者や従事者につきましても、1月中旬より追加接種を開始する予定であります。

また、65歳以上の高齢者のうち、2回目接種を終えてから7か月を経過した方に対しましても、1月14日から、順次、接種券の発送を行うとともに、18日には予約の受付を開始し、2月1日から町内医療機関を皮切りに、追加接種を開始するところであります。

なお、追加接種に使用するワクチンは、初回接種に使用したファイザー社のワクチンと合わせて、武田／モデルナ社のワクチンも使用することとなっており、追加接種を希望する方の理解と不安解消を図りながら、ワクチン接種業務を進めてまいります。

次に星野リゾート「界ポロト」の開業についてであります。

株式会社星野リゾートは、平成30年6月に本町と締結したパートナーシップ協定に基づき、アイヌ文化を尊重し精神性や伝統を取り入れた宿泊施設の設計施工を進め、全国に展開する温泉旅館ブランド「界」の19施設目となる「界ポロト」を、1月14日にポロト湖畔において開業する運びとなりました。

また、施設には日帰り温泉「〇湯（まるのゆ）」も併設され、「白老町民限定カード」を事前に入手し、利用時に提示することで、町民価格の大人400円、小学生200円での利用が可能となります。

「界ポロト」の開業は、町内経済の活性化はもちろん、町民の憩いの場としても寄与する施設として、大いに期待するところであります。

次に白老町立国民健康封建病院における内科常勤医師の採用についてであります。

空席となっている内科常勤医師についてこの度、釧路市の民間医療機関に勤務していた内科医師 徳永 雄幸（とくなが ゆうこう）氏を、2月1日付にて、新規採用する運びとなりました。

徳永医師は、主に慢性期疾患全般において幅広い経験と実績を有しており、本町においては外来及び入院診療や各種健診等に加えて、糖尿病治療や消化器内視鏡検査を担当していただく予定であり、産業医資格も有することから、町内事業所において産業医としても活躍頂けるものと大いに期待しているところであります。

1月の1か月間は常勤医師2名体制となり、患者の皆様には、ご不便をお掛け致しますが、今後とも安定した医療提供体制の確保に努めてまいります。

なお、本1月会議には、議案2件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松田謙吾君） 日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営員長の報告にとおり、本日から翌年1月5日までの365日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、本定例の会期は、本日から翌年1月5日までの365日間と決定いたしました。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第11号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議1-1をお開きください。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第11号）

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,625万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億867万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月6日提出。白老町長。

次に3ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の1歳入、4ページの2歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に5ページになります。第2表 繰越明許費補正です。8款土木費、4項港湾費、事業名、白老港送油管整備事業、金額は3,980万円でございます。詳細につきましては歳出のところでご説明申し上げます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2歳出から説明させていただきますので、10、11ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、（1）新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付事業、4億174万9,000円の新規計上でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられる

ように住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり10万円を給付する臨時特別給費事業を実施するものでございます。対象者は、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯、こちらは生活保護世帯も含まれます。それと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯であります。予算内容であります。給与費、共済費は会計年度任用職員3名の3か月分合計で155万3,000円。職員手当等は職員時間外手当等474万6,000円。需用費93万9,000円は、窓あき封筒や上質紙代などとして、役務費284万円は、通信運搬費として152万円、給付金の振込み手数料として132万円。委託料189万2,000円は、本事業のシステム導入委託料、備品購入費は作業用テーブルして2台購入するための経費を計上するものでございます。事務費合計で1,204万9,000円となります。次に、非課税世帯臨時給付金であります。対象世帯を3,897世帯と見込みまして、3億8,970万円を計上するものでございます。財源は全額国の非課税世帯臨時特別給付金事業補助金を 充当いたします。

続きまして、2目老人福祉費、(1) 特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金2億1,256万円の増額補正でございます。特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に伴い、平成17年度から19年度に借入した介護サービス施設事業債の残高について繰上償還をするものでございます。なお、寿幸園に関わる実質の償還額は2億309万9,000円ですが、繰上償還額のうち償還までの利子相当額の保障金が必要となり、その額は946万1,000円を計上するものでございます。財源は町債管理基金から9,000万円繰入し、残り1億2,256万円は一般財源ですが、全年度繰越金により対応いたします。

続きまして、12、13ページをお開きください。2項児童福祉費、2目児童措置費、(1) 子育て世帯臨時特別給付金事業7,003万3,000円の増額補正です。国のコロナ克服新時代改革のための経済対策により、12月に対象世帯に対し先行給付金として子供一人当たり5万円の現金を支給いたしました。追加分の5万円を現金給付するものでございます。予算内容であります。役務費3万3,000円は給付金の振込み手数料として、子育て世帯臨時特別給付金は、対象児童1,400人分の7,000万円を計上するものでございます。財源は全額国の子育て世帯臨時特別給付金を充当いたします。

続きまして、4款環境衛生費、1項保険衛生費、3目予防費、(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業211万2,000円の増額補正です。町長からの行政報告にもありましたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種業務について、3回目の接種時期につきまして2回目接種から8か月を経過した方を対象に追加接種が開始できるよう準備を進めておりますが、接種の間隔を前倒しするよう国から方針が示されたことから、ワクチン接種の予約受付体制を早急に構築するためコールセンター業務委託料を計上するものでございます。財源は全額国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当いたします。

続きまして、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、(1) 白老港送油管整備事業3,980万円の増額補正です。立地企業による新たな油脂の取り扱いの増加に伴い、油タンクの増設が必要となったことから、送油管の設置工事を実施するための経費を計上するものでございます。なお、防護トラフなど工事に要する製品の製作に時間を要し、年度内の事業完了が困難な状況であることから、繰越明許費の補正をさせていただきまして次年度に繰り越して事業を実施するものでござい

す。また、国から管理委託を受けている岸壁等を現状変更する場合は町が施工をしなければならないことから、白老町が管路整備を実施するものでございますが、工事に要する費用は平成19年に実施した第1期工事と同様に、本年度において全額立地企業から使用料として納入いただくものでございます。財源は一般財源でございます。

以上で歳出の説明を割らせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページにお戻りください。18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入です。町有地売払収入1,475万9,000円は、本町1丁目14番1、ほか計5筆の1,941.98平方メートルの町有分譲地の売り払いによるものでございます。

続きまして、20款繰入金、1項繰入金、10目町債管理基金繰入金9,000万円の増額補正です。特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金の一般財源分を繰入するものでございます。

次のページをお開きください。21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金1億4,760万1,000円の計上です。特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金1億2,256万円を含む歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これにより繰越金の留保額は1,895万円となるものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 13ページの子育て世帯臨時特別給付金事業について1点お伺いします。

所得制限によって支給対象外となる子供の数はどれだけいるのか。また、所得制限における方針について国の規定どおりなのかどうか伺いたと思います。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ただいまの子育て世帯臨時特別給付金事業の所得制限についてのご質問でございました。所得制限の対象になる児童が本町は40人おります。所得制限の撤廃についての考えでございますが、この給付金が児童手当制度のしくみを活用しているということで、世帯で最も収入が高い人の金額でこの給付金が支給されるかどうかということで判断されております。例えば、世帯全体で収入が同じでも、一番高い人の金額によっては支給される世帯とされない世帯があるということいろいろなご意見があるのは認識しているところでございますが、この制度自体、国の制度の運用に則って支給したいと考えてございますので、所得制限を撤廃する考えは今のところ持ってございません。今後、いろいろ状況も踏まえまして所得制限については、撤廃するかどうかというのは関係課とも十分必要性も含めて精査しながら考えていかなければいけないのかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 国は、自治体独自財源での所得制限撤廃は認めていると認識しております。道内では、まだ例はないと調べて思ったのですが、大阪府岬町、徳島県板野町では50名から70名の対象児童に独自財源で10万円を支給しているということです。教育だけではなくて様々な波及効果を考えると、区別ない町独自の支援が必要だと考えますし、これはまさしく町長が先ほどおっしゃった未来への投資だと思いますが、今後この支給対象外となる40名に対して支援の考えはあるのか

どうか、もう一度伺います。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 繰り返しの答弁にはなるのですが、今のところ撤廃の考えはないのですが、今後必要性も十分検討していかなければならないかと感じております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、佐藤議員からご発言いただいた趣旨については、私も十分理解をするところでございます。ただ、今回の給付については国の事業として、国の中で、政府与党間の中で様々な議論を踏まえられ、根本的などころは今回のコロナの長期による影響のもとで生活困窮に対しての支援をどのようにすべきかということから、選挙の公約のかかわりもあって、様々な紆余曲折を経ながら今回、10万円を現金給付を含めてやりますと決まった事業でございます。本町としては、まずは国が今決めて、根本的には生活困窮に視点を当てた中で、子供に対する未来応援給付というような言い方をしておりますが、そのような形で所得制限を960万円という児童手当の額を基準に設けたというのは、根本的などころで生活困窮に対する支給というようなことであったと認識しております。そのようなことで、まずは国の事業として本町としては進めていきたいと考えております。この40人についてどのようにするべきなのか、そこは正直なところ内部の中で十分議論はしていないことは事実なので、そのようになるとそれなりの財源を持ち出さなければならないわけですから、十分にそれなりの理由は持たなければならないと思っております。今は、国からの給付の状況に基づいて実施をしていくことで押さえております。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございませんか。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 11ページの新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付事業についてですが、3,897世帯の内訳ですが、非課税世帯の中に生活保護世帯も含まれているということで、その内訳の数字をお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 現在のところ、3,897世帯については令和3年度の課税状況を基に調査しておりまして、具体的に生活保護者が何世帯という個別の内訳はまだ出していない状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。令和3年度の課税状況ということで、非課税世帯と同じようにコロナの関係で収入が落ち込んだ方の精査のところは、きちんとした何日付という決まりがあると思うのですが、そこはいつ時点で対象とするのか、町はどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今おっしゃられたのが家計急変世帯のことだと捉えていますが、こちらについては、令和3年1月から12月の間にコロナの影響によって1か月の収入が減った分、それに12か月分をかけましてそれが非課税に相当するという算定方式でやりますので、基準としては令和3年1月から12月の中で減っている金額が原則となっております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） その段階で、この方が困窮に陥りましたとわかって通知をするのはいつごろになるのですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 通常の非課税世帯についてはプッシュ方式ということで、お知らせをして確認書をいただく流れになってございますが、今おっしゃられた家計急変世帯につきましてはホームページ等で1月下旬から申請書の配布を開始することで周知した上でご本人が申請をさせていただく方式になります。申請書の提出があったもので、審査が終了したのから順次配布することで、今回議決されまして、それからお知らせなどを準備して、1月下旬にはホームページなどで周知しながら、家計急変の方への対応をしていく形で考えております。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 先ほどの佐藤議員の質疑に関連して、一言だけお話をさせていただきたいと思えます。子育て世帯臨時特別給付金事業、私はこの40人の子供に対して、まちの姿勢が問われているのではないかと思うのです。白老町のこれからの人口減少社会をどのように食い止めていくのかというのを考えたときに、やはり若い世代をしっかりと支えていくまちの姿勢が問われている気がします。この40人の給付事業、所得があるとかないとかの問題ではなくて、白老町のまちとしての姿勢が問われている気がします。先ほど古侯副町長からお話がありましたので、仕組みの中でこのような形で給付していくというのは分かります。しかしどうしてもいま必要だという家庭もないとは言い切れないと思うのです。ですから、申請方式での何でもいいので、そのような40人の子供たちに対して、これはまちとしての予算を出すわけですから、そこをしっかりと手当していく。

これは先ほど町長が言われた未来への投資なのだと、うちのまちはこのようなまちだということ全国にアピールしていく絶好の機会ではありませんか。私はそのように思うのですが、その1点についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、子育て世代に対するという意味合いでは十分、今お話がった部分については私も受け止めていきたいと思っております。

ただ、今回の給付の在り方については国の中での十分な、そこでは様々な私たちにはわからないようなところもありますけれども、様々な議論の中で生み出された今回の制度の在り方があります。ですから、今町としては、おっしゃられたように未来への投資という意味合いでの意義の大きさは十分捉えることはしたいと思えますが、今回給付の10万円の意味合いだけではなくて、今後十分子育て世代に対する手当の在り方については、様々な施策を持ちながらやっていくことも十分今後考えていきたいと思っております。ですから、直接ここで追加給付と言いますか、40人に対してのありようについては内部の中で先ほどもお話をいただいたように、どのような意味合いで追加の在り方について意味をもって給付体制をするべきなのかも含めて十分な議論がされておられないので、ここではやるとかやらないということではなくて、十分今の趣旨を受け止めて考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 最後にします。最後にしますが、やはりまちの姿勢だと思うのです。国が決めたことかもしれないけれども、所得制限などでそこから外れる子供たちがいるかもしれない。その40人に対して、まちがどのように対応するかということを真剣に考えていくことが、これからの、新しい予算編成に向かって、町長が安心と充実、未来への投資と打ち立てるのであれば、これを臨時的な政策ではなくて、恒久的な生活、10年後、20年後のための政策に向けた取り組みにしていかなければいけないのだと私は思うのです。だから国がどのように言おうが、国はうちのまちの責任を取ってくれるわけではないのですから、うちのまちはうちのまちとしての考えをしっかりと、国はこのような考えだけでもそこから漏れた部分については、うちのまちとしてはこのようにするのだという強い、私はそのような信念がうちのまちにとって必要であり、今後もそのような関連した事業に対しては、うちのまちとしての考え方をしっかりと示していくべきだと、私はそのように考えるので今回お話をお伺いしました。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） これまでも子育て支援に対して、決して後ろ向きに取り組んできたつもりはないし、十分、これからも今ご指摘がありましたように未来へ向けての応援、投資、そのような意味合いの財源の出し方については十分考えていきたいと思っております。ですから今後全てにおいてというか、様々な意味合いで先ほど町長が来年度の予算編成において、未来へのと言いましたが、町民の皆様方全てに何とか行きわたるような形での未来への投資型の予算組を含めて進めていきたいと思っておりますし、今具体的に出された子育て支援のありようについても、十分そのところの意味合いを含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございますか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 先ず、収入の面からお伺いいたします。7ページの町有地売却収入1,475万9,000円、これはどこの場所を売られて、今後この土地についてはどのような使用目的があって活用されていくのかお伺いいたします。

それと、13ページの今お話のあった子育て世帯臨時特例給付金事業、古侯副町長が言われているのも分からなくはないのですが、ただ、対象者が小学生、中学生だと学校へ行って、「うちは10万円のお金をもらったからどこかに連れて行ってもらったんだよ」とか、「このようなゲームを買ってもらったんだよ」という話をしただろうと、私は想像しました。もらえない40人の子供たちは黙って仲間に入れないでいるのだらうと思うとそれでいいのかと、正直言ってもらえない子供たちの心がかわいそうで、涙が出そうになりました。そのように感じました。それについて子どもたちに実際に、これはもらえる、もらえないというのは大人の都合であって、もらう子供たちにとってはこれだけ世間で言われている話なのでどうなのかと思いました。

それともう一つ、白老港の送油管整備工事3,980万円、これはどのようなところの工事をされて、どのような状態になっているのでこの工事をしなければならないのか。今私が聞いたところは最初のところもそうなのですが、説明するときに詳細に説明してほしいと思い質問しました。これがだめとかという話ではありません。このような理由でこのような工事をするのだと分かる説明を、ぜひしていただきたいと思いお聞きします。よろしくお祈りします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 町有地分譲のご質問でございます。場所につきましては、本町1丁目の14番地1、2、17、18、19と白老八幡神社横の土地ということで5筆、先ほど申しましたとおり1,941.98平方メートルという形で今回町有地を売却した状況です。今後この土地の活用については特にここは制限を設けて町で分譲していたというものではないので、購入された方がどのようにお使いになるかというのは今は把握していない状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 白老港についてのご質問にお答えします。この工事の概要についてと言いますか、その前段の部分も含めて少しご説明させていただければと思います。立地されている企業におかれましては先ほど企画財政課長の説明の中でもお話ありましたとおり、平成19年に送油管という形で第2商港区の中央ふ頭のところで、送油管で自社の土地まで管を持って油を輸送していきまして、そのタンクから道内各地に食用油のタンクローリー専用車で全道各地に配送している事業を行ってございます。今現在あるタンクの数としましては、200トン入るタンクが3基、75トンのタンクが2基ということで合計750トンのタンクがでございます。品種としましては大豆油、菜種油等が入っておりまして、年間の配送量としましては全道各地に7,000トン配送しております。第2期工事、今回の工事の部分につきましては、200トンのタンクを5基設置する予定でございまして、そのタンクまで運ぶ送油管、これの延長が約103メートルで、菅の口径は150ミリメートルの管となっております。こちらにつきましては、大豆油、菜種油、キャノーラ油を予定しているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 子育て世帯臨時給付金事業の部分でございしますが、先ほどからご答弁させていただいておりますように、今回は国の制度の中で実施を進めていきたいと考えております。今までもご指摘あったように、この給付の内容については本当に子育てという観点からいけば、十分私もその趣旨は理解しているところでございます。ただ、本町にとりまして投資をする、子育てのしっかりとした町としてのアピールの仕方の一つとしても考えていかなければならないというご指摘も受けましたが、これは十分受け止めながら今後の子育て支援をどのように進めていくかは考えていきたいと思っております。ただ、今回の所得から漏れた40人の子供たちのことを考えると今のようなお指摘のようなことが本当に起きたら悲しいなということは十分、私も思うところでありますが、やはり内部の中でしっかりとしたそのための議論は、財源を投資する以上はしっかりしていかなければならないということで、今ここで給付を追加するということは言えないというか、今後子育て支援のことを考えていく一つのありようについての参考にはさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございせんか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 11ページの特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金について伺います。まず、特別養護老人ホーム寿幸園の民営化は、ご承知のとおりわずかな期間で政治判断されて政策決定に至っています。寿幸園の建物、設備は無償譲渡、土地は無償貸し付けとなっております。このこ

とは、令和4年1月号の広報元気でも周知されていましたが、議会の中でも具体的に議論されていませんでしたが、町の財政負担について触れていないのです。その観点からもこれは大きな政策転換、政策決定ですから、その観点からも町長に伺いたいと思います。

そこで、本日の補正予算に計上されている繰上元利償還金2億1,256万円が、平成17年度、平成18年度、先ほど企画財政課長は19年度と言われたけれど18年度だと思うのですが、寿幸園建設のために借り入れた元利総支払額が8億6,400円の償還金残高分であります。従来は最終償還年度は令和8年度になっていますので5年の繰上償還になっています。一方で、令和3年度に策定した財政計画である財政収支計画があります。この計画期間は令和10年度までの8年間になっています。ですけれども、寿幸園の民営化に伴う繰上償還は財政収支計画では予期していません。そこで、この財政収支計画はスタート年度から大きな損を来たしたことになります。今年度スタートしたばかりの財政収支計画との整合性と大きく数字が変わっていますから、その見直しの考え方及び令和4年度以降の財政運営への影響についての2点のご答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 2点ほど、新たな行財政改革推進の部分と今後の財政運営の部分のご質問でございました。前田議員のご指摘のとおり、この寿幸園の繰上償還の部分の金額というのは行財政改革推進計画の中には盛り込まれていない状況になっております。また、これまでの議会の中でも乖離が生じているのではないかというようなご意見も頂戴しているところでございます。この計画の部分については、先日の定例会12月会議の中でもご答弁させていただいたのですが、これまでの歳入の部分でぎりぎりの歳入を見込んだ中での歳出がいかほどかという形で、いわゆる枠的なものとして収支計画を立てさせていただいております。これまでの財政健全化プランというのはやはり何が何でも歳入歳出を押さえなければいけないという形で財政健全化プランはつくられてきたのですが、決して財政運営が緩んでいるということではないのですが、この新たな計画の中には上限枠と言いますか、このくらいの歳入を見込んで歳出はこのくらいという目安でつくられてくるものですから、やはり乖離というのはどうしても生じてくるのは致し方ないという言い方は語弊があるかもしれないのですが、そのようなことで財政運営は計画の中で、枠の中で進めていくという考え方でございます。

もう1点、今後の財政運営ということですが、先ほどご説明したとおり前年度の繰越金を使わせていただいて寿幸園の繰上償還をさせていただくというご提案をしております。ですから、現在のところいわゆる補正財源、留保財源というのが1,800万円ほどということになりますので、今後例えば、ここ数日雪が降っておりますので除雪ですとか、そのようなことになってくると財政運営としてはなかなか厳しい現状にあるかと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私は、企画財政課長の答弁がどうのではなくて、大きな政策転換をして町長に伺いますと言いました。私は理事者から答弁があるのかと思ったのです。担当課長がスタートした財政収支計画が乖離は致し方がない、まだスタートして何か月たっていますか。9か月ですよ。そのような財政運営を理事者は支持されているのだろうか。私は大きな問題ですから、民営化したことに対しては否定していませんし、将来的には政策としてはいい判断だと私は思っています。だ

けどこれまでその部分については、私は議論しませんでした、やはりこのような財政計画の中で全体の中にどのようなことがあるということが本来であれば内部できちんと議論された上で、ただいまあった質問について理事者の明確な論理的な答弁があって然りだと私は思っています。そのような部分の総合判断的な、政策をやってこれだけ財源がついたということは、子育て政策について前段でも同僚議員が言っていました、そのような部分を総合判断でお聞きしたかったのです。今予算編成がスタートします。なぜそのような判断で理事者は、担当課長が悪いというのではなくて年度当初でいい政策決定をされた中で、我々の身近、町民にも影響があるのです。なぜそのようなことを担当課長が乖離は致し方ない。この答弁は非常に不満であるし、これをよしと理事者がしているのであれば致し方ありません。総合的な判断で答弁があれば求めます。

2番目として。そうすると令和3年度で2億1,256万円を一括繰上償還することで、実質公債費比率をはじめとして財政負担率とか公債費全般に及ぶプラスマイナス面での影響について伺います。

もう1点、現時点での特別養護老人ホーム事業基金の残高をお聞きします。現時点かあるいは3月末見込の基金残高額でよろしいです。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今の実質公債費比率だとか、現時点の部分については担当課から答弁させます。

その前のところのご指摘の部分で、降って湧いたような今回の寿幸園の在り方といい意味合いがあるとしたら、それはちょっと違いますということは、まず私のほうから話をさせていただきたいと思えます。今回の寿幸園の民営化については、本当に期間的には短い中での議会とのやり取りで急なことにように思いますが、この件については私がこの立場になる前からずっと寿幸園の今後のありようについては、どうすべきなのかということについては庁舎の中で様々な観点から議論がされてきていて、指定管理をしていただいたほうからも今後どうするのかということについて話があった中で、少しずつ今後の在り方についてどうすべきかという話をしてきた結果が、今回このような民営化ということになっております。その中で、当初から財政の部分でどのような位置づけを持ちながら、見通しを持ちながらやってきたのかというあたりについては、具体的な部分においては行財政改革推進計画の中にも、具体的な部分では寿幸園のことについては確かに入っておりませんでした。しかし、今回、この繰上償還の部分についても何とか財政調整基金を直接的な取り崩しをしない中でやっていく、確かに厳しい状況はあるのですが、やっていけるという見通しの中で今回このような繰上償還も含めて組ませてもらっております。本当に先ほど担当課長からありましたように、今後、補正財源の関係での厳しさというのがありますが、しっかりと財政運営を議会のほうにもご相談をさせてもらいながら、この民営化の部分については進めてまいりたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 基金残高ですが1,900万円ほどになります。詳しい数値が手元にございませんで確認して後ほど答弁させていただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 実質公債費比率のご質問でございます。今回、寿幸園の特別会計

のほうへ2億円繰出しすることになります。ただ、全体的に今後の公債費が減ってくる、今回繰上償還するということですので、後年度負担がなくなってくる状況になりますので、これを相対的にみえますと、公債費比率は今後、将来的にマイナス要素が働いていく状況になっていきます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） プラスマイナスということは、町にとってこれだけの繰上償還によって、財政的にどれだけのプラスが生じるのかということを行っているのです。今言ったマイナスというのは実質公債費比率がもう少し下がるという意味の言い方ですか。そのような部分についての整理はまだされていない。実務的な部分への反映は見えていないということですね。感覚的な思いでの答弁ということよろしいですね。

それで今、古俣副町長から適切な答弁というか、私が質問した部分について財政的な総合判断での答弁ではなかったかと思えます。具体的にちょっとだけ伺っておきます。

先ほど同僚議員からもいろいろ話があったので、繰上償還することによって財源の充当、減債基金とか前年度の繰越金を使っています。これの充当等については別にして、考え方によっては行ったり来たりするから財政的な議論はあると思いますが、それは置いておいて、単純に考えると繰上償還したことによって令和4年だけでみますと、令和4年度の予算編成にあたって歳入歳出それぞれで約4,600万円、少し減っているのが令和3年度で見ると約4,600万円が不要になるのです。ということはプラスマイナスでいくと歳出も手当てしなくていいですから、単純にいうと約9,200万円になるのです。これは財源が出ることなのです。多分私が言っていることは単純に言えば間違いなと思います。もし違うのなら企画財政課長のほうで違うと言ってほしいのです。最低でも4,600万円は浮いてくるのです。ということになるとこの予算編成、この財源を薄くばら撒くことをやめて、これは町民に還元する意味から、大きな寿幸園を民営化と政策転換したことです。これに対して町民負担もあるわけです。そのような中で、そのためには町民に還元する意味、先ほど町長が行政報告で言いましたが、予算編成の目玉は未来への投資と言っていました。そのような観点からいうと財源を薄くばら撒くのではなくて、特色づける事業を起こしてそこに財源を充てるということで、寿幸園を民営化し、町民に財政負担がありました。その部分は令和4年度で繰上償還、5年間伸ばしても同じことなのだけれど目の前で上がったということは約4,600万円を生むわけです。そのような部分については町民の皆さんに、これまで福祉で町もやってきたのだけれど、民間が担うことになってためにこのように特色ある事業で、町民の生活・福祉あるいはサービス向上に予算をつけました。そのような使い方をぜひすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 特別養護老人ホームの民間移譲の件でございます。約2億1,000万円のお金を拠出して、毎年支払う元利併せ約5,000万円と答弁をさせていただきますが、この5,000万円が毎

年返しているお金なので、町民のために有意義に使ったほうがいいという前田議員のご指摘でございました。おっしゃるとおりだと思っておりますので町民のために使いたいと考えております。予算編成策定の最中ではございまして、この部分が、丸々5,000万円が手元にあるわけではないので、それは前田議員も重々ご承知だと思っております。全体予算の中でいろいろな事業を組み立てて歳出をどのようにするかという予算編成の策定をしている最中なので、5,000万円丸々使えばいいのですが、歳入と歳出をきちんと組み立てている最中なので、ただ毎年この5,000万円を払っているの、その5,000万円をきちんと町民のために予算をつけるという考えはそのとおりだと思いますので、町民のために将来の投資をしていきたいと思っております。

それと、一番最初にご質問があった点なのですが、行財政改革推進計画の中で今年度約2億円の拠出がありますので計画が少し変わるのではないかというお話でございました。担当課長も致し方がないという言葉を使って適切ではなかったかもしれませんが、8年間の行財政改革推進計画の中で進む中では2億円というのは大きなお金で厳しい予算だというのは重々分かってはいるのですが、企画財政課長は財布に中できちんとやりくりができるという判断の中で、私たちも政策判断をして、民間移譲という決断をして、8年の中では2億円というのは大きい数字ではありますがけれども、計画の中できちんと8年間の中でやっていくという考え方は変わらないですし、数字もそれほど大きく変わるわけではないということで、致し方ないという言葉を使ったのは訂正をさせていただきたいと思うのですが、きちんと計画の中でやっていけるということを答弁申し上げたと思っております。

話が戻るのですが、約1年間の5,000万円はきちんと大切に町民のために使わせていただきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほどの特別養護老人ホームの基金の正確な残高を答弁させていただきます。令和2年度末現在で1,916万1,138円が残高として残っております。今年度中に寿幸園の支出のほうで若干これを取り崩す形になりますので、年度末には1,700万円前後の数字になるのではないかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 1点ご質問します。11ページの特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金についてです。これは同僚議員が指摘された行財政改革推進計画とのどのようにして財政規律をしっかり守っていくかという観点で質問がありましたけれど、今町長が行財政改革推進計画との乖離については、町長が理事者として訂正したいという話しは承りました。行財政改革推進計画はどのようにして町を見ていくかという大事な話なので1点お尋ねしたいのですが、今回私も12月定例会議で一般質問させていただいて、行財政改革推進計画の収支見通しとの整合性はどうかという議論をさせていただきました。その際、乖離があるといったお話を担当課長からの答弁でありました。あの時点では、行財政改革推進計画自体、大前提に財政健全化法に規定されている財政健全化計画にあたらぬ、いかに削減していくかという財政ありきの考え方ではないのだと、まちづくりの将来の様々な課題を見据えた計画なのだという観点を示していただいています。そのような部分から考えた乖離、おそらく同僚議員と質疑を交わされたと承知していますが、財政の収支見通し

だと思うのです。そこから乖離が生じる、当然ぴったり合うわけではないので乖離は生じるのですが、おそらく歳入は厳しめに見ていたり、歳入が少なくてもかなり上減りしています。ふるさと納税も入ってきています。そういった部分は当然ずれるのです。ただ、財政規律をどのように守っていくかという部分で、私は行財政改革推進計画8年間の中で、病院建設など大規模事業を控えていますので年度間でばらつきはあるものの、そこはしっかりと起債発行をしていかなければだめなのだ、特別委員会の中で繰り返し答弁いただいていたと思うのです。まずそのような物差し、私の認識している部分では起債発行は年度間の調整もしながら80億円しっかりとやっていくのだというお話もあったかと思うのですが、財政規律の考え方を1点伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 広地議員から財政規律のお話がありました。私のほうで12月会議でもご答弁させていただいたのですが、今回の行財政改革推進計画ということで、やはり一つの大きな物差しとは何かといったときには、やはり起債の発行額、これをきちんと8年間で80億円以内という形で起債の枠を守っていくということで、病院の建設等々もありますので、年10億円というのが昨年の春先にローリングをして年度間調整をさせていただいてというお話も議会の中でさせていただいたところだったのですが、トータルとして8年間の中で80億円以内を守っていくということが本町の財政運営をしていく中では、これまでの公債費の負担が財政運営を圧迫してきたというのは事実でございますので、この起債の枠を守っていく。これはきちんとした財政規律で、これは間違いなく今後もきちんと守っていくという考え方にあります。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 財政規律の守り方というのは大きな観点だと思います。そこについての1点については理解できましたが、もう1点余剰金の関係だったのですが、繰越留保額が1,800万円ということで調節がなければいいと率直に思ったのですが、例年、特別交付税などが相当入ってきた時期もあったので、高いときは5億円くらい余剰金を出した年もありましたので一定にはできませんけれども、令和2年度については2億9,000万円ほど余剰金を出しています。このような関係は私が12月会議で一般質問したときには、今年度令和3年度も2億円から3億円程度の決算剰余金は見込んでいるといった答弁をいただいていますけれども、これ寿幸園が入ってきたことによってずれてしまうのか。2、3億円見込んでいたものがゼロから1億円程度に落ちてしまうのか。決算剰余金の見込みはどのようにになっているのか。

あと、ふるさと納税の関係、12月末までどの程度、12月の速報値で1億円以上増えていましたけれど、町民に安心感を与えるためにもそのような財政構造をどのように見ていくかという部分で歳入をしっかり見ていかなければだめだと思うのですが、速報値でどの程度になっていますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今年度の決算剰余金のご質問でございます。決算剰余金ということで、今回前年度の繰越金を財源充当して償還金に充てた形になりますので、単純にいけますと計算上は1億円の剰余金が減るという状況にはなってくるかと思うのですが、今後、これから3月の年度末に向けて各課における不用額等々これの整理がありますので、これはいかようにも数字が見込めないというような状況になっているところでございます。

ただ、これがきっちり1億円落ちるかとなると、私の見込みではありますけれどもそこまで落ちないのではないかとこの捉えをしているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） ふるさと納税の関係でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。令和3年12月末現在、あくまで速報値ということでご了承いただきたいと思いますが、5億7,990万8,000円となっております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） おおむね理解できました。財政規律をどのように守っていくかという物差しが一つ、それと余剰金の関係ですが若干落ちるといふこと、基金の会計年度中の積み増し額があります。当然今回減債基金が9,000万円落ちます。一方で、会計年度中に積み増ししている分があります。積み立ての増減、結果的に基金が全体として20億円以上ありますけれども、落ちてしまっているのかそれとも会計年度中で町債管理基金が落ちたとしても積み増ししている部分はあって、実質的には正なのかその辺りを最後に伺いたいと思います。

あと、ふるさと納税、政策判断をして庁舎全体で勝ち取ってきた成果だと思うのです。そのような面で本当にうれしい話なのですが、前年度対比どの程度なのか規模感として押さえたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 年度間の基金の積立のご質問でございます。今回の減債基金ということで9,000万円ほど繰入したという状況になっておりますので、基金直近の額としては9,000万円落ちると状況になりますが、今年度、広地議員のご指摘のとおり地方交付税が予算額を上回ったという状況から、公共施設の基金に年度間で1億5,000万円ほど積み立ててございます。単純な引き算ではないのですが、差し引きするとほかにもございますが今のお話した例でいきますと、6,000万円ほど年度間の基金がプラスになっている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 先ほど12月末現在で5億7,990万円というお話をさせていただきましたので、令和2年度の実績は3億9,700万円程度となっておりますので、単純に概算ですけども、差引しますと1億8,000万円強増加ということになってございます。現時点で残り3か月年度末までありますので、その辺含めてという形になりますが、現時点での5億7,990万円対3億9,700万円という状況でいうと、前年比約46%が現時点でも増えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 1点だけ、考え方をお尋ねしたいのですが、これは当然起債償還するわけだから、来年から払う分が少なくなるのは当たり前のことですね。そこは十分理解できるし、財政改革の中できちんとできるかどうかということが問題でいま議論になっているわけですが、考え方として、例えば今固定的に町債管理基金は1年間に1,000万円、定時積立のようになっています。私はやはり今の町長の方向で結構です、十分それで理解できましたが、やはり町債管理基金に繰上償還したわけですから、ある意味今の財政状況、今までの財政状況とは違いますから、今までとは計画が自由に使えるというものと前は違うわけです。ですからそのような段階の中では、やはりこの

ようなことは全額でなくてもいいので、町債管理基金にきちんと積み戻すという考え方に基本的には全額でなくてもいいのです。そのような政策的に使うのは構わないと思うのですが、考え方としてそのようになっていかなければ、財政規律を守るというのはそのような考え方、町債管理基金を取り崩して払うのだから、その分の歳出がなくなるわけですから、そのように考えなければ財政的にはいなくなるのではないかという気がするのですが、そこら辺の考え方はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 基金の考え方ということで、確かに大淵議員のご指摘のとおり今回9,000万円を貯金を下ろして繰上償還をさせていただいたことで、後年度負担として本来的に出すべきものだったものをきちんと貯金として戻すべきだという、このお金のやりくりの部分かと思えます。もちろんここで貯金を下ろさせていただいた部分というのは、残高としては無くなりますので、やはり、この基金というのは積立てしていかなければならないという考えはもちろん持っているところであります。

ただ、これまでも町長がご答弁申し上げたとおり、やはり、町民生活への財政出動ということももちろん十分に考えていかなければなりませんので、その財政出動の部分と貯金をしていく部分と、このバランスをきちんと相対的に考えた中でやりくりをしていくというか、そのようなことで考えていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） そこを私は十分わかっていますから、そこは政策的に使うのなら何も構わないのです。考え方として12月に私、町債管理基金の重要性についてすごく質問したのです。そのような中で、これから財政運営をするときに財政規律を守るという意味は、財政調整基金に積むのではなくて私は町債管理基金に積むべきだという考えなのです。だから聞いているだけの話であって、考え方として財政調整基金はいつでも下ろせる。1億4,000万円だって財政調整基金から落として、次の年に繰り越してお金を残してそれをまた財政調整基金に積み立てれば同じことなのです。だから考え方と言っているのは、そのような意味では私はやはり町債管理基金というのは将来の財政計画を見るときに最も大切な部分の一つになるだろうと思っていますので、その考え方を聞いているのです。単純のことで聞いているのではなくてそのような意味で聞いていますから、例えば来年の町債管理基金を1,000万円を積むのを2,000万円にするだとか、そのようになっていくのなら残った5,000万円のうち4,000万円は使えるわけだから、そのような考え方が必要ではないかということを知っているのです。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、大淵議員からご指摘のあった、そのところは十分受け止めていきたいと思っています。本当に財政比率の問題がどのようにしてしっかり保っていくかというところは、先ほどあった財政規律の問題も含めて重要な問題だと認識しております。ですから、今後の町のまちづくりの観点からも、大型事業、病院もそうですし庁舎の問題もありますし、今後どのような課題が出てくるかというのがありますから、十分町債管理基金のありようの問題も含めて、私たちも今まで決してそこに大きな視点を当てないできているわけではなくて、しっかり視点を当てて財政規律も含めてやってきたつもりですが、今後そのところは受け止めながらも、町民生活への

出動というか、財政出動も十分考えながら予算編成を組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 私は、今回の補正において、端的に言うとは危機的な本町の水産業、これに対する支援がなぜないのかということでございます。今、スケソウダラは順調に推移していることはお伺いしています。その中であって、サケは皆さん御存じのとおり昨年度との比較でいくと4分の1の漁獲量になっていると。これはサケの漁獲量は減っても値段は上がったというお話もいろいろ聞いてはいたのですが、実際に確実な統計数値を見ると、実はサケはそれほど高くはならなかったということでもかなり大きな損失であります。私、昨年3月に自ら調べたデータでいくと主要魚種であるスケソウダラとサケは10年前と比較して4割落ちているのです。サケについては単年度で比較すると半分ということなのです。要はコロナの交付金等でいろいろ手は打たれているのですが、海洋資源もコロナのような危機的な状況であると考えています。

また一方ではタコ、タコは日本でいくとアフリカから入っているタコが多いのです。それを今ストップしたばかり、白老の市場はどうなっているかというキロ当たり1,000円も高くなっているのです。要は魚種も減ったり、いきなり単価が上がるという想定していないことが起こっているわけなのです。今回灯油等も高くなっている。もちろん漁師の皆さんは船を動かしますから燃料も使うわけですから。国のほうではそれに対する免除制度あるということをお伺いしているのですが、そこがトータルで考えたときに、政策を考えると虫の目と鳥の目によって、鳥が空高くまちを見渡したときに町はどのような状況であるかという、私は今水産業はかなり危機的な状況であると思います。その部分に対して今回効果的な手を打つべきでありますし、その現状を、実態を、漁業協同組合等にも確認すべきだと考えるのです。また、漁業協同組合のほうも単年度決算でいくとかなりの赤字になるということが見込まれております。それらを踏まえてこのタイミングでそのような水産振興に対する支援がない。それに対するお考えをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 貳又議員のご指摘の中で現場の声と言いますか、漁業協同組合等も含めて現場の声もきちんと聴いて現状を把握して、虫の目、鳥の目のお話もございました。正にそのとおりで、私も12月会議が終わった後に登別の漁業協同組合の本所にお伺いしましていろいろ話を聞きましたら、やはり例年の4分の1の秋サケだったと、かつてないくらいに厳しい状況だということをお伺いして、12月会議終了後で数日で年末を迎えるというタイミングでやらなければいけないということで内部では協議をさせていただいている状況にあります。ただ、今回の年明けすぐの議会に提案できなかったのはこちらのスピード感が足りなかったという部分では大変反省しているところではございますが、現場の声、議会前からもお話は伺ってございましたが改めて12月議会終了後に漁業協同組合にお話を聞いて、それをどのようにやっていったらよいのかという話も含めて議論している最中でございます。ただ、漁業協同組合のお話の中では一時ではなくて、海流の関係、温暖化の関係が大変厳しい状況にあって、なかなか抜本的な解決策が見いだせないのだという話もお伺いながらスケソウダラの話もお伺いしました。町としてどのようなことができるのかということをお伺いしながらいかなければいけない部分がありますので、中で十分議論した上で議案として提出できるようこれからも頑張っていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 担当課長のご答弁、課長としての答弁ということで受け止めました。

しかしながら、例えば毎年毎年、漁業の関係については今年はサケが獲れなかったです。今年は獲れました。という形で一喜一憂しているところがあるかと私は思うのです。しかしながら先ほど私が申したように、この10年間で大きく漁獲量が変わっているわけです。そして今私が漁業者の方々とお話しする中でいくと「生きていけない」そのような声が上がっています。しかしながら、町が漁業協同組合のほうにお話はしているところではありますが、私は実際に漁業者の痛みというのがそれだけで受け止められるのかということとそうではないと思うのです。その中において私は、子育ての関係ももちろん大事、ただ、漁業者の方々が倒れたら白老の基幹産業がなくなってしまうわけなのです。では、未来への投資というお話がありましたが、正しく打ち手はないということではなく、環境要因だからということではなくて、打ち手はないのではなくてもう動かなければならないのです。そこで私が求めたいのは、なぜこの大事な案件に対して、今課長から答弁いただきましたが、これは理事者がきちんとどのような思いなのかということとそれをきちんと発信しなければならないと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 漁業関係についてでございます。漁業に関しましては今の状況からすれば最も厳しい状況だと捉えています。先ほど貳又議員も言われましたように10年前と比べると条件的にもかなり厳しいものになっていました。獲れる量も魚種の種類もだんだん少なくなってきていますし、海の環境という部分でも赤潮についても直接はここはないのかもしれませんがそのような状況だとか、燃料の関係だとか、そのような部分で漁業者に対して厳しい状況になってきているということは重々承知しておりますし、そのことに対してまちとしてどのようなことができるのかということも今後考えていかなければならないと思っています。先ほども担当課長のほうからお話はさせていただきましたが、まず漁業協同組合とこの件について改めて打ち合わせをしながら、どのような策ができるのか、問題としてはかなり大きな問題となりますので、その辺りを詰めながら、なるべく早く何かの手が打てるよう、年明けすぐですがそのようなことで漁業協同組合との話を進めるとともに、できれば漁業者の直接の意見を伺いたいと思っておりますので、何らかの方法で漁業の部分の支援をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 私の思いは伝わりましたので、漁業者の意に寄り添ったものをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 今日の補正予算は終わりですね、意見がなくなって。

昔はその他という項目があって、何かありませんかと言って聞いたのだけれど、それもないので私は今の漁業の危機を貳又議員は訴えたかったのだと思って聞いていました。

私もこれは最後に言うつもりでしたが、大淵議員と違うかもしれませんが、今第1次産業、漁業支援がこれだけ貳又議員が言われたとおりですし、サケ漁の関係は皆さん耳に入っていて大変困っています。コロナ支援はどんどん国からくるわけですが、一番大事な第1次産業の白老の漁業の環境の支援がないものですから、私はそれについて貳又議員は言われていると思って意見を認めたよ

うなことであります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 7 分

再開 午前 1 1 時 4 9 分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

貳又議員の言われたことは十分にわかりました。漁業振興については改めてやる機会をつくりたいと思います。今日の補正予算に関する意見はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 令和 3 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 令和 3 年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（松田謙吾君） 日程第 6、議案第 2 号 令和 3 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議 2－1 をお開きください。

議案第 2 号でございます。令和 3 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）、令和 3 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,256 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,748 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 月 6 日提出。白老町長。

2ページをお開ください。「第1表 歳入歳出予算補正」の1歳入と3ページの2歳出につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開ください。3款公債費、1項交際費、1目元金、(1)長期債元金償還金2億309万9,000円の増額補正でございます。特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に伴い建設時に借入した起債の未償還残高について全額繰上償還する必要があるため元金相当分についての補正計上をするものでございます。財源は一般会計の繰入金でございます。次に、3款公債費、1項公債費、3目公債諸費、(1)公債費償還諸費946万1,000円の増額補正でございます。起債の繰上償還に対しましては、支払う予定としている借入利子相当額も合わせて納付する必要があることから、これを補正計上するものでございます。なお、利子相当額は繰上返還の際には、名称を保証金として支払うことになるものでございます。財源は元金と同様に一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、4ページ、5ページの1歳入についてですが、こちらにつきましては歳出でご説明しましたので説明を省略させていただきます。以上で議案第2号について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番(前田博之君) 7ページの長期元利債償還経費に関連して、予算計上の部分の是非について質問したいと思います。よろしいでしょうか。

先ほど一般会計補正予算の中で、特別養護老人ホームの事業基金、今年度末の残高は1,700万円くらいという答弁がありました。そこで、昨年11月19日の議会の全員協議会の説明で基金の設置目的に照らし合わせ、緊急性の高い設備機器等の更新や改善を行う財源として、有効活用を図るとこのようにしていました。

しかし、本日の補正予算ではこれらの部分については処置はされていません。そこで伺いますけれど、この基金の活用はもうしないのか。あるいは有効活用とした場合は、具体的な修繕箇所と更新すべき設備機器及びそれぞれの所要見込額についてお聞きします。

○議長(松田謙吾君) 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長(下河勇生君) 現在の基金につきましては、今年度の支出関係でベッドの購入等で使うことにはしておりますが、最終的にこの基金につきましては年度末に基金条例の廃止を行いまして、全額一般会計に入れるようなことで考えております。

○議長(松田謙吾君) 6番、前田博之議員。

○6番(前田博之君) 確認しますけれども、基金の活用はないということでもいいですね。課長が答弁されたように年度末で基金条例を廃止するということがよろしいですか。明確にしておいてください。

○議長(松田謙吾君) 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長(下河勇生君) 年度内におきましては現状、今年度支出予定額をスタートに残ったものにつきましては基金条例を廃止させていただきます。先ほど答弁させていただきましたよ

うに一般会計に繰り入れるという形で考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私は、基金を有効活用するのなら具体的な修繕カ所とか更新すべき設備機器類はもう整備されていて、これだけの金額を使うということま出ているのかということです。あと3か月しかないのです。残ったものは基金を廃止してどこかに繰り入れとなるのだけれど、そのような手続きになるのですかと聞いているのです。明確に教えてください。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 現状、寿幸園については修繕箇所が必要だと考えておりますが、基金を活用しての修繕等に使うのは考えておりません。

年度内におきまして町のほうで、基金を活用した修繕箇所には現状ないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私は、これ大事なことなのです。私、先ほど一般会計で皆さん議論した部分で、寿幸園が民営化するということに対して誰も言っていないのです。これから白老町が財政運営上どうするかということが大事なことから私は聞いているのです。無いということでもいいのですね。1,700万円は年度末で残って、例によると財政調整基金に繰り入れするとか、基金条例廃止しなければいけないのだから、そのような手続きはきちんと整理されているのかと聞いているのです。二答目に聞こうと思ったのですが、年度末まで3か月です。修繕や設備機器等を購入するにはそれ相当の手続きがいるのです。当然議会で審議も議決も得なければいけないのです。もう3月の議会の日にちが決まっているのです。今言われているのは曖昧ではないですか。白老町としては議会の日にちが詰って、基金は寿幸園で措置費を積んだものだから、緊急の場合だけは議会の了解を得て充てますという意味で言っていると思うのです、

協議していないということは実際はないということによろしいですね。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後12時01分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 基金につきましては年度末に廃止させていただくのですが、寿幸園全体としましては、修繕箇所等で約9,000万円近くかかるというのは分かっています。基金を廃止しまして来年度一般会計のほうで、この金額相当分を何らか活用した中で修繕に充当していくようなこととなります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） あまり議論したくないのだけれど、会計は3月31日で終わるのです。全て民間に行くのです。町から手が離れますよね。白老町の施設ではもうないです。それを一般会計で9,000万円の修繕をするのですか。おかしくないですか。そのために議会だって民間移譲して、それで一切お金がかかりませんと、この前の説明の中でも維持費については7,500万円、これはあちらで

みますと、そこまで言っていたのに、今私がした質問に対して明確の答弁がなくて、しまいには一般会計で令和4年度以降施設の営繕をするということになるのですか。ちょっとおかしくないですか、基金の条例は廃止条例にしてもう使えないですよ。まして別な基金に行ったら、会計だって廃止される。やるときには一般会計だけになる、一般会計から補助金か何かを出すのですか。第三者の施設に町が援助できるのですか。これ以上議論しませんが、財政処理の仕方、施設管理、何のために民営化をしたのか分からなくなるのではないですか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 前に、全員協議会のときにもご説明したように、今基金に積まれている部分については、1回基金条例を廃止して簡単に言えば一般会計に持って行って、改めてその部分を使って次の予算のときに補助金の形で出すというようなことで、議会に説明をしているやり方で行きたいと思っています。なかなか期間的に実際に基金をもって工事をやる期間が十分とれないということもあるので、そのような形でさせてもらいたいと前にもご説明はしていました。簡単に言えば基金条例は廃止して、お金は一般会計に持って行ってその基金を活用して、補助金として出していくことにしています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） あまり全員協議会で説明したのは一つの説明です。基金の条例の設置目的からいけば廃止して無くなるのです。一般会計、財政調整基金の目的は違います。そのようなひも付きの使い方はできません。財政運営上、予算編成上そのような部分ちょっと曖昧ではないでしょうか。それが許されるのなら私は、今言った話は聞いてはいましたが、実際にどうかと言ったら担当課長は答えられないのです。それを一般会計に基金がいったから1,700万円相当分は直して補正しますという話になりますか。議員の皆さんは3月31日で町とのかかわりが一切白紙になっていると思っていますよ。これからまた追加してというのはどういうことですか。町も1,700万円について緊急箇所だけはやって追加させてもらいますという言い方ではないのですか。どうもよくわかりません。私は賛成できません。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 確かに基金条例廃止して、その金は一般財源に積み立ててそしてまた補助金として出すというのは、その考え方の捉え方についてはいろいろあるかと思うのですが、いずれにしろ今回、今言ったように時期的なことで、修繕箇所も含めて個々の部分についてのもは一定限出されているわけですが、その辺のところでも工事含めて、なかなかこのところでやり切れていけないというのがあるものですから、当初ご説明のときにもこのような形でさせてもらいということでご説明をしておりますのでそのところをご理解お願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 確認だけします。施設の老朽化ということ言えば担当課長は9,000万円くらいと言っていたけれど、項目に出ている8,756万8,000円になります。令和4年度以降これ全て白老町がやっておみやげつきでやるということですね。そのような解釈でよろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 言葉として、おみやげという言い方が、私はそうではないというふうに思っているのですが、しっかりとしたこれまでの基金としての積み上げで持っていたお金を有効に財源を使っていきたいということでありますので、決して今言われた持たせてやるとか、くれてやるとかということではないと考えています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 確認だけで終わります。それでは、担当では約9,000万円と言われました。資料によると8,756万8,000円、特別養護老人ホームの基金は1,700万円です。残りの7,000万円については町の単費で備品を買ったり、修繕をして、令和4年度以降の予算に計上して整理するという区分けというか解釈でよろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 8,756万8,000円から1,700万円を引いて残りがどうというような、そのような解釈ではないと考えています。あくまでも今前田議員のほうからあった、今までの基金をどのようにして使っていくかということについては、前に私が答弁した内容です。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時13分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありまでせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（松田謙吾君） 日程第7 休会についてお諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により明日1月7日から3月31日までの84日間を休会といたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、明日1月7日から3月31日までの84日間を休会とすることに決定しました。

◎散会の宣言

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美